

建設消防委員会

住 宅 課

市営住宅使用料の債権放棄について

1 債権放棄の概要

市営住宅退去済の滞納者の住宅使用料1件について浜松市債権管理条例第12条第1項第7号に該当するため、令和6年11月27日付で債権放棄したことを報告する。

2 債権放棄の内容

名義人	住宅使用料	滞納期間	条例第12条第1項
A	140,100円	平成2年4月分～平成3年3月分	7号

3 債権放棄の経緯

名義人Aは、昭和63年12月から平成3年3月まで市営住宅に入居し、退去後、令和3年12月まで分割納付を続けたが、令和4年2月に死亡した。

その後、相続人調査をしたところ相続人全員の相続放棄を確認した。

以上の件について、令和6年11月の債権処理検討庁内委員会に諮ったところ、債権放棄が妥当であるとの検討結果を受け債権放棄した。

【参考】

○浜松市債権管理条例（抜粋）

（その他の債権の放棄）

第12条 市長は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
 - (3) 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
 - (4) 当該債権について、第8条ただし書に規定する市長が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行される見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (5) 第8条に規定する強制執行等又は第9条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (6) 第10条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるとき。
 - (7) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合、その相続人が存在しない場合又はその相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
 - (8) 当該債権の存在について法律上の争いがある場合において、市長等が勝訴の見込みがないものと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。
- 3 第1項に規定するもののほか、市長等は、その他の債権（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を省く。）に係る損害賠償金等について、浜松市税外収入金の延滞金に関する条例（昭和33年浜松市条例第5号）第3条の規定の例により放棄することができる。